

『Dom'Up 沼沢湖』 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当施設がお客さまとの間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとするお客さまは、次の事項を当施設に申し出てください。
- (1) 宿泊するお客さまの住所、氏名、電話番号等連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当施設が必要と認める事項
2. お客さまが、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとするお客さまが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとするお客さまが、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとするお客さまが泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は他のお客さまに著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとするお客さまが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(お客さまの契約解除権)

第5条 お客さまは、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、お客さまがその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、以下の違約金を申し受けます。

不泊	当日	前日	3日前
100%	100%	80%	50%

(注意)①違約金は、お客さまから契約解除の通知を受けたその日から起算します。

②%は、お客さまが予約した基本宿泊料(室料)等総額に対する違約金の比率です。

3. 当施設は、お客さまが連絡をしないで宿泊日当日の午後5時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客さまにより解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) お客さまが宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) お客さまが次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) お客さまが泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は他のお客さまに著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) お客さまが伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客さまがいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 お客さまは、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。

- (1) お客さまの氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 お客さまが当施設を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第9条 お客さまは、当施設内においては、当施設が定めて当施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 宿泊のお客さまが支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円通貨により当施設に到着し利用する前に支払っていただきます。
3. 当施設がお客さまに客室を提供し、使用が可能になったのち、お客さまが任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第11条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第12条 当施設は、お客さまに契約した客室を提供できないときは、お客さまの了解を得て、他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客さまに支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(お客さまの手荷物又は携帯品の保管)

第13条 お客さまがチェックアウトしたのち、お客さまの手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合、当施設は原則としてお客さまからの照会の連絡を待ちその指示を求めます。お客さまの指示がない場合又はお客さまが判明しないときは、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については1箇月経過後処分いたします。ただし、衛生環境を損なう飲食物、たばこ、雑誌等は即日処分します。

(駐車場の責任)

第14条 お客さまが当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(お客さまの責任)

第15条 お客さまの故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該お客さまは当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表 基本宿泊料

基本料金	①基本宿泊料（室料）
追加料金	②B B Q代及びその他の利用料金
税金	③諸税

お支払い総額は①から③までの合計となります。